

青森県教育委員会第754回定例会会議録

期 日 平成23年11月9日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- その他 職員の懲戒処分の状況について

平成23年11月9日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時45分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(増田スポーツ健康課長)

本議案は、スポーツ基本法及び青森県スポーツ推進審議会条例の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員は、伊藤武男氏、蝦名文昭氏、岡村良久氏、河内見地子氏、木村徳栄氏、工藤敦子氏、斎藤春香氏、佐々木昭子氏、柴田正人氏、月永良彦氏、出町幸太郎氏、戸塚 学氏、長崎昭義氏、柳谷 透氏、山内 政氏、吉岡美子氏の16名である。

なお、委員の任期は、平成23年11月10日から平成25年11月9日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(奈良教職員課長)

教育委員会が10月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案である事案7から12について説明する。

これらは、すべて処分後、速やかに公表したものである。

事案7は、弘前市の中学校養護教諭が、平成19年5月から平成23年7月までの間、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付された災害共済給付金68件、939,595円のうち、27件、442,209円を横領したもので、免職の懲戒処分を行ったものである。

また、監督責任のある校長及び教頭については、事案8から12のとおり戒告の懲戒処分を行っている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

ただ今説明のあった事案は、刑事事件としてはどのようなになっているのか。

(奈良教職員課長)

当該事件について告訴するか否かについては、弘前市教育委員会で検討中であると聞いている。

(清野委員)

事案6について。

授業中、しかも生徒の目の前での体罰。なぜこういう状況になったのか。

(奈良教職員課長)

事案6の状況は、授業中に被害生徒が後ろの生徒に何度も話しかけていたことについて当該教諭が注意したが、生徒は注意を聞かず教諭に暴言を吐いたものである。

当該生徒には、これまでも何度も指導してきており、本気で指導しなければならないと思って、その教室から別の教室に連れて行く途中で生徒が反抗したため、体罰に至ったものである。

資料の馬乗りとの記述だが、これは生徒が暴れないように抑えつけるために馬乗りになったということである。

(清野委員)

58歳の男性教諭が、女子中学生にこういう振る舞いをするのはいかがかと思うが。

この教諭の教員としての評価はどうなのか。生徒はそれほどまでに指導困難な生徒だったのか。

(奈良教職員課長)

当該教諭は、それまで特に問題はなく、情熱的に指導してきたと聞いている。この生徒にはこれまでも何度も指導しており、特に言葉遣いなどを日常的に指導してきたということだが、この時も指導すべき状況であったことから別室にて指導しようとしたが、反抗され体罰に至ったということである。

体罰については、決してあってはならないことと考えている。

(清野委員)

事件発生から処分されるまで10ヶ月ほどの日数を要しているが、裁判があったためにこれほど時間を要したのか。

(奈良教職員課長)

体罰があった日に被害者が警察に被害届が出し、その結果、加害者の教諭は今年の9月

に傷害罪で起訴され、罰金10万円の略式命令を受けている。これらの警察等の対応も確認する必要があったため、略式命令の確定後に処分を行ったものである。

(清野委員)

この処分内容は、過去のこういう体罰の事例を参考にして決定したのか。

(奈良教職員課長)

処分内容は、同様に罰金刑を受けている過去の事案等も参考にしながら決定したものである。

(清野委員)

傷害罪は暴行罪より罪が重いのでは。この場合、略式命令ではあっても前科が付いたということか。

(奈良教職員課長)

略式ではあるが、罰金刑という刑事上の罰という意味では前科が付いたことになる。

(清野委員)

こういう前科がある教員の取扱いはどうなるのか。

(奈良教職員課長)

公務員については、法律上禁固以上の刑の場合は自動的に失職する。しかし、今回の傷害罪以外でも例えば30km/hのスピード違反の場合でも罰金刑であり、そういう観点では同じである。

(清野委員)

今の話で考えれば、30km/hのスピード違反の処分も戒告、今回の処分も戒告である。そうすると、今回の体罰事案と速度超過は同程度の問題と考えている、という理解でよいか。

(奈良教職員課長)

速度超過と体罰とでは事案の内容が異なる。体罰の態様、過去の処分内容などそれぞれの事案を比較した結果、今回は戒告処分としたものである。

(清野委員)

今現在、この教諭、生徒、保護者はどうしているのか。

(奈良教職員課長)

教諭は本年4月に別の学校に転任しており、今回の体罰を深く反省して勤務しているとのことである。また、生徒の保護者からは特に連絡もなく、生徒は普通に学校生活をおく

っているものと思われる。

(鈴木委員長)

この件は、感情的になってしまったというのが大きな理由だと思うが、以前から指導上問題があったということであれば、一人でこれを解決しようと思わずに協力し合って指導していく姿勢が必要だと思う。情状酌量の面もあろうかと思うので、こういうことがないようチームワークで頑張っていたきたい。

今回の懲戒処分の状況については了解した。